第七条の七	第七条の二各号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する第七条の二各号
	法第二十二条第四項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項若しくは第五項の規定により適用する法第二十二条第四項
第七条の八第一項	第七条の二第四号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する第七条の二第四号
	法第二十二条第六項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第六項
	第七条の十一	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する第七条の十一
第七条の十	第七条の八第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する第七条の八第一項
第七条の十二	、法第二十二条第八項	、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第八項
	児童手当法第二十二条第八項	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する児童手当法第二十二条第八項
	児童手当法施行令第七条の十二	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六条の規定により適用する児童手当法施行令第七条の十二
第八条（見出しを含む。）及び第九条	法第二十二条第九項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第九項
第八条	及び法第二十条第一項第三号及び第四号	並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第三号及び第四号
第九条第一項	法第二十条第一項第二号から第四号まで	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第二号から第四号まで

（保育の事業の実施に要する経費）

第七条　法第二十三条第一号に規定する保育の事業の実施に要する経費とは、次に掲げる事業の実施に要する経費をいうものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業のうち、同一の場所において複数の家庭的保育者（同項に規定する家庭的保育者をいう。）により行う保育の実施の事業

二　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であって、その設備又は運営が同法第四十五条の最低基準を満たすものその他厚生労働省令で定めるものが行う保育の事業

（保育料の特別徴収）

第八条　法第二十六条第一項の規定により徴収することができる法第二十五条第一項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの間に行われる保育に係る保育料とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（法附則第三条に規定する者に関する経過措置）

第二条　法附則第三条に規定する者のうち平成二十四年三月三十一日までの間に法第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する児童手当法第十八条第一項又は第二項の規定による費用の負担については、同条第五項の規定にかかわらず、法の施行の日の属する月から同年三月までの間（法附則第三条第二号又は第三号に掲げる者にあっては、その者が子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から同年三月までの間）は、法第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした際における法第十八条第一項第一号に規定する被用者又は同項第二号に規定する被用者等でない者の区分による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二に次の一項を加える。

2　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに」とする。

第四条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例）

第八条の二　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第五条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条に次の一項を加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合を含む。）」とする。